報道各位

新 潟 市 長

#### 職員の懲戒処分の公表について

このことについて、下記のとおり公表いたします。

記

## (1) 処分の内容

(本人)

①被処分者 総務部 40歳代 係長級職員

②処分内容 懲戒処分 停職 3箇月

③処分年月日 令和6年8月9日

## (管理監督者1)

①被処分者 総務部 50歳代 課長級職員

②処分内容 懲戒処分 戒告

③処分年月日 令和6年8月9日

#### (管理監督者2)

①被処分者 総務部(事案発生当時) 60歳代 課長補佐級職員

②処分内容 懲戒処分 戒告

③処分年月日 令和6年8月9日

このほか、行政上の措置として、部長級職員及び課長級職員、課長補佐級職員を「訓告」とした。

# (2) 処分事案の概要

当該職員が、令和2年10月から令和5年11月までの間、業務上の必要性がないにも関わらず、人事課が管理するネットワークハードディスクへ不正にアクセスする等により、延べ1,400を超えるファイルを個人が使用する業務用パーソナルコンピュータにコピーし、部外秘の人事異動情報を閲覧・収集していた。

なお、該当のネットワークハードディスクは、定期的なパスワード変更等のセキュリティ上の対策を講じていたが、当該職員は、業務上与えられていた権限を悪用してパスワードを取得したうえで、該当のネットワークハードディスクに不正にアクセスしていたもので、令和6年7月に不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反により罰金20万円の略式命令を受けた。

## (3) 処分にかかる市長コメントとして

法令を遵守し、公正に業務を遂行することが求められる公務員の立場にありながら、部外 秘の人事異動情報を閲覧・収集するといった不正アクセス事案を起こしたことは誠に遺憾 であります。

今回の事態を重く受け止め、今後はこのようなことが起こらぬよう、改めて全職員に情報 セキュリティポリシーの遵守や個人情報の適切な取り扱いを徹底するよう指示したところ であり、再発防止に取り組み、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

【お問い合わせ先】

新潟市総務部人事課 課長補佐 齋藤 (電話 025-226-2489)